

第十四号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 平成二十三年三月三十一日（以下「基準日」という。）に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十七条に規定する幼稚園の教頭（以下「教頭」という。）であつた職員（基準日に他の特別区において教頭であつた者を含む。）が同条に規定する幼稚園の副園長として平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に退職した場合の一般の退職手当の額が、その者が基準日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとすれば支給を受けることができた一般の退職手当の額（以下「仮の退職手当額」という。）に達しないときは、第四条の三の規定にかかわらず、仮の退職手当額をその者に対して支給する一般の退職手当の額とする。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

副園長が教職調整額の支給対象外となることに伴い、教職調整額に係る退職手当について調整措置を講じる必要があるもので、本案を提出いたします。